目

次

\circ	\circ	\circ
関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)(第	関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第二条関	関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)(第一条関係
第三条関係)6	吳係)2	()

 \bigcirc 関 税定率法 施行 令 昭 和二十 九年政令第 百 五. +五. 号) (第一条関係

傍

線

部

分は

改正

部分)

\ + = の二の口に掲げる鉛の塊 法の 別表第七八〇 (省 略 改 九 正 뭉 0 案 及び 第七 適の 次に掲げる貨物と週用貨物の用途外使にの指定) 八 \bigcirc 九 九 号 する。 \ + = の二の口に掲げる鉛の三 法の別表第七八〇 五円三十七銭以下の 1等)に規定する政令で定める貨物は、法第二十条の二第一項(軽減税率適1率の適用について手続を要する貨物の 同 上 現 もの 塊 (課税価格が 九一 に限る。 号 0) 行 及 キ び 口 第 適の 次に掲げる貨物用貨物の用途は グラムに 七 八 \bigcirc _ • ・九九号 物と

第

(傍
線
部
分
は改
下
部
分
$\overline{}$

(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に(輸入数量の算出方法)	第六条 法の別表第一第二七一〇・一二号の一の口のBの②及び三第六条 法の別表第一第二七一〇・一二号の一の口のBの②及び三はでは立てに第二七一〇・一九号の一の一のBの②及び三並びに第二七一〇はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。)とすば、第二七一〇・一九号の一の一のBの②及び二並びに第二七一〇はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。)とすば、第二七一〇・一九号の一の一のBの②及び三道が、第二七一〇・一二号の一の口のBの②及び三道を対象を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定)	二(省略)	のを除く。) のを除く。) ・ルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するもトルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂(ベンゼー エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、	は、次に掲げる物品とする。 一○・二○号の一の○の○に規定する政令で定める石油化学製品第五条 法の別表第一第二七一○・一二号の一の○のC及び第二七(暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定)	改正案
(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に(輸入数量の算出方法)	ぜン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。 学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベン・二○号の一の口のBの②及び臼に規定する政令で定める石油化・二○号の一の口のBの②及び臼並びに第二七一○第六条 法の別表第一第二七一○・一二号の一の口のBの②及び臼(暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定)	二同上	トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、	は、次に掲げる物品とする。一○・二○号の一の⊖のCに規定する政令で定める石油化学製品第五条 法の別表第一第二七一○・一二号の一の⊖のC及び第二七(暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定)	現

。とたに た数量。 当該物品 当項(百第該か以二三 らつの表輸当た規に入 十六る び 受 兀 へけたもの 七 を 条 0) の三第一項に規定するものを除く。) の統計十九条の三第二号にお て「 7 蔵 用 のす 入 とれ 承 申 \mathcal{O} る計お る輸入数量 計上数量が 又は第六・ · う。 を平 一の税は第が以 三統法同一さ下 の計第条項れこ 加 成三 算 六 す

2~4 (省 略

とす

第 (軽減税率 げ る物 品 率 法等の とする 九適 条第に 9 項 11 んに規 て手続を要 定 する する 政 令 で 物 定 品 \emptyset \mathcal{O} 指 る 物 定 品 は、

次

12

っするも 法第 九 (計し、これを順次加算する方法により算出した、統計計上数量が貿易統計に計上される方法と、統計計上数量が第四項において「統計計上数品に係る数量を財務省令で定めるところにより一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品」という。)に計上される数量(I 0) とする) を \mathcal{O} 「のうち」 「する場・ る 几 光動日(同項に1年度から平成しなかつたもの 受け 認い 日 提 九 (証 をに 第 て 年 蔵 ま 示とする。 **場合において、当該平度における法第七** らでに たも 準 同 七 明 手 入 甪 書 条 ||項に規定する| ||平成二十八年 第二 のを除く。 九 0 する場合を含 関 類 申 準 **関税法第四十三条の頃に規定する発動**り 条の 0 蔵 \mathcal{O} 用 こに 交 が項 第 規 等とし、 のす 味く。) の統計の三第二号にお (第六号の!) 法第七条の あ 第四 れ承 る るとき 項 年度 に 同 規 \mathcal{O} を の 三 :: は、 規 度 承含 ま 定 での各年度 に、当該適B により[なの前年度] とし の 三 す 日 第 の前年度において二第一項に規定す出した数量とする日とする 上数 計い又三を上ては第い より 一同 閲 る に 七 う。 に て あ + · う。 等) 量 換 あ 0 表 **当」という** 姿算して得 って 量 蔵 項 度 用同 0 関 て は E条第一に規定す 一の税は第一の計算条 を入れ をし 0 第が以 しは、 同が初 下 六 加成承条法属 日な

2 5 4 同 上

第 (軽減税) げ る物 率法等 品 とする。 第の 九条第に適用に 0 項 11 て手 規 定 でする 影を要 (する: 政令 物品 で 定 8 \mathcal{O} る 指 物 品 は 次

第三十三条 5 4 2 2 5 品は数用 第 はあの条は 5 ま 二号、 第十号から知るのは、当時 削 第五 でに 第 5 途 場 3 15 名及び数量 一合に げる る に + 号に 使用 供 項 掲 五. 省 替えるも 用 した年月日並びに当該物品 第 おの げ 及 率 当該 がするも 当該 る物 兀 い譲 掲げる物 品 等の適用 途 び (省 第十五 て、 (省 号 許 略 \mathcal{O} 品 び 供 同 L 便 又 \mathcal{O} 項 略) 略 条 だっつ) た 年 当 は 以 第 は同条第二 八 **約製品** 、号に 月 条第二項第一号、 定 ての 日 もの若し 掲げる 物 条第 並 \mathcal{O} 項第六日 手 販 しくは 売 年 物第 一該物品、 品 月 同 日 の項 第二 うち 項 第 かける 第 販 兀 ける物品であるときした製品の品名及び一条第二項第一号、「当該同条第二項第一号、」ととは「当該の軽減税率又は同り、 号、 十号 売 号 製 先 カコ 造し 第 四 から ンフレ 及 5 び いた製品の 号若 第十五 子 、号ま 1 しく クの 号 量 \mathcal{O} 第三十三条 (軽減税 2 5 4 用途に供した年月日並びに第二号、第四号若しくは第七号から第十六号まであるのは、当該物品が前条 製造に使用すに掲げる物品 品は数用 名 「量」 及当に の場合にい条第二項の (5 は までに掲 品名及び数量並び と読 場合にお 第五号に掲げる物 百六 5 掲げる物品 第九 九 15 同 붕 + ٤, + の 二 同 み替えるも 同 上 法 Ŧī. げる物は \mathcal{O} 及 率 五. \mathcal{O} いまいて、 かるも 円三 当該 び 等 \mathcal{O} 別 同 上 同 上 0) 表 + 物品 び供 十六号までに 0 品 同 + 上適 12 上 第 0) 品第 便 \mathcal{O} 用 掲 し 又 項 七 当該 とす たが年同 九 品 は 以 銭 げ 益 第 0 に 第 条第四温の適用 外の 同 を超えるもの る に 八 0 七 **削条第一項第四号、第五条第四号中「当該用途にの適用を受ける場合につ** 第五 つい 、号に 製品 月 条第 に当該物品から製 鉛 条第二項 定 もの 日 7 0 \bigcirc |号に掲げる物品であ!|掲げる物品又は同条! て法第九 0) 並 掲 塊 \mathcal{O} び項 若 販 げ 手 る物 に当該物品 課 第一号、 しくは同 売 第六号に掲 九 条 年 税 第 限る。 条第一 月 品 価 号 日 「日 のうち 項 格 0 初品から製造」に掲げる物品で製造した製品の 第二号、 項第 第 が に 項 五. 9 兀 販 及 十号 号、 供いのして軽 л | 売 号 丰 U 製品の品なるときは 第二項 て 軽準 減 先 口 カ 第 6 及び 造し から グラ 第 た 第 ン 七 界八号若しく た年月日」と 税率又は同 用 兀 フ で は「当該の第一号、 第十六 でする。 あ 号 レ 販 た 六 A 温名及び 売数量 若しく るとき] 号 に ク ま 2 該 $\sum_{}$ 号

き

		Г
		_

(傍線部分は改正部分)

- 九一二一九〇九〇一〇五〇四〇二〇一〇 第暫 第暫 - 元 <td< th=""><th></th><th></th></td<>		
0 0<		
税成)かは、のる若クせケリ凝。料又濃ミ 定分、なコ果他かし及又フー固)をは縮ル 率かミいコ実のなくびはイムし、加砂若ク 法らルかア、甘いはク酸ア、たバえ糖し及 別成クををナ味か乾リ性そヨミタたそくび	改	
表るの問加ッ料又燥ー化のールーものはク (物天わえト、はをムし他グクミの他乾リ 以品然なて若香砂し(た発ル及ルをの燥ー 下、のいあし味糖て濃ミ酵トびク除甘をム 「関組 。るく料そあ縮ルさ、ク、く味し(正	
日年ら四平ま一月成で月成一三	案	
三三日〇間		
数乗六分無ち全当て一合脂に重該量全四一 をじ・の脂に重該得二に肪占量物と乳〇三 加て五割乳占量物たを一分めの品し換ト三		
え得九合固めの品数乗五のるうの、算ン、 量 てたをに形るうのにじ・割乳ち全当数(九		
一九一二一九〇九〇一〇五〇四〇二〇一〇 第暫 九〇八〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇二〇一の法 九〇八〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇六 本 一六 六 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)	
税成 かは、のる若クせケリ凝。料又濃ミ定分、なコ果他かし及又フー固)をは縮ル率かミいコ実のなくびはイムし、加砂若ク素といいかア、甘いはク酸ア、たバえ糖し及別成クををナ味か乾リ性そヨミタたそくび	•	
表るの問加ツ料又燥ー化のールーものはク		
(物天わえト、はをムし他グクミの他乾リ以品然なて若香砂し(た発ル及ルをの燥ー下、のいあし味糖て濃ミ酵トびク除甘をム「関組 °るく料そあ縮ルさ、ク、く味し(
以品然なて若香砂しへた発ル及ルをの燥し 名 下、のいあし味糖て濃ミ酵トびク除甘をム 「関組。るく料そあ縮ルさ、ク、く味しへ 日年ら四平 期	行	
以品然なて若香砂しへた発ル及ルをの燥 名 下、のいあし味糖て濃ミ酵トびク除甘をム 「関組 。るく料そあ縮ルさ、ク、く味しへ 日年ら四平 ま三平月成 期	行	
以品然なて若香砂し(た発ル及ルをの燥 l 名 下、のいあし味糖て濃ミ酵トびク除甘をム 「関組 ° るく料そあ縮ルさ、ク、く味し(日本 ら 四月 成 で 月 成 二 三 日 九 問	行	

							九〇	二 〇 六 •		<u></u>		 	. 0		\bigcirc	ー ー 九 〇 〇 ・
形状のミルク及びクリ 四月粉状、粒状その他の固 平成一	以 お 量 上 い の	187037とし、ミルクに限る。)を	■ ・○五項の物品の・○五項の物品の	用脂(関税率表第当するもの及び調	・○六項以外の項料品(関税率表第	限る。)並びに調め三〇%以上のも) 三) ふくこ) っ燥状態において全	分の含有量の合計	(ミルクの天然のテをもととした調	、コーヒー、茶又	以上のものに限る	いて全重量のの合計が乾燥	の天然の組成分の	の調製食料品(ミ	四・〇四項までの	第○四・○一項から第一関税率表」という。)
三〇年七四、九七													す	得た数	量に乗	該物品の全
							九〇	二一〇六・		$\frac{}{\circ}$		 		一九〇一・		ー 一 九 〇 〇 ・
形状のミルク及びクリ粉状、粒状その他の固	% に 有 以 お 量 上 い の	Ⅰとし、こに限る。○	■が全重量の三○・○五項の物品の	用脂(関税率表第当するもの及び調	・○六項以外の項料品(関税率表第	限る。)並びに調めるとしています。) 三) る人 こ) っ燥状態において全	分の含有量の合計	(ミルクの天然のテをもととした調	、コーヒー、茶又	以上のものに限	おいて全重量の三量の合計が乾燥状	の天然の組成分	の調製食料品(ミ	四・〇四項までの	四・〇一項から率表」という。
四月一日か年																
三ト四、九七													す	得た	量!	該物品の全

	0 BOBO	0回0二・ 九一	00011. 10 00011.	二四〇二・
ホエイ及び調製ホエイ	イ イ を濃縮したホエ =	に限るものとし、粉状、粒状その他の甘味料状のもの以外のものでしたものはの間形状のものでしたものはのはの間形状のながある。)	等給食用のもの に限る。)のうち学校の甘味料を加えたものは 燥をし又は砂糖その他に限る。)のうち学校のは味料を加えたものは に限る。)のうち学校のは、	ーム(濃縮若しくは乾 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 等給食用のもの以外の
平成三〇年	日年 月 田 平 成 三 日 まで 月 三 一 日 か 年	日 年 5 四 平 成 三 月 成 三 月 一 日 か 年 一 か 年	日年三月成三〇日まで日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	日まで月三一
四五、〇〇	一四、〇〇トン	トン五〇〇	トン二六四	
	一〇四〇四・	九〇 一四 〇 二		二〇二〇九四一四〇二二二・
ホエイ及び調製ホエイ平	イ 機質を濃縮したホエ 円 年 ら 四 平	まルク及びクリーム (平) 濃縮又は乾燥をしたも 四い状、粒状その他の目形 年間 状のものとし、粉 らず を加えてないものとし、粉 らず 年間 を加えてないものとし、粉 らず を加えてないものとし、粉 らず を加えてないものに限るものとし、粉 らず から で は ない からが とが	等給食用のもの に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校 に限る。)のうち学校	もの等給食用のもの以外のに限る。)のうち学校の甘味料を加えたもの日本(濃縮若しくは乾ら
平成二九年	日まで 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 り い り 日 り り り り	日 まで 日 三 月 日 日 日 日 日 日 日 か 八 日 り い り り り り り り り り り り り り り り り り り	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 り り 日 り	1年7月三月三一
四五、〇〇	一四、〇〇	トン五〇〇	トンニ六四	

= 0 - 0 = t 0 t = = =	九〇四〇一〇〇〇四〇四〇八六 六 六	九〇一〇〇四〇四〇五五五	九〇一〇〇〇〇〇〇〇〇	-
・し、皮を除いてあるかいたものに限るものと	・ 料として使用するものちプロセスチーズの原	・ その他の油脂	・おエイ及びミルクの天をおり、	のうち無機質を濃縮し のうち無機質を濃縮し のうち無機質を濃縮し
年三月 四 平成三〇年	日年三月成三〇日まで 月 一日まで 月 一日 日 三 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 年 ら 平 成 月 成 三 一 ー か 年 年 の 年 の り の り の り り り り り り り り り り り	日年三月一日か年	日まで月一日まで月一日まで日まで日また。
0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 -	五一、八六	五 八 一 ト ン	二五、〇〇	〇 ト ン
= 0 - 0 = t 0 t = = = •	九〇四〇一〇四〇四〇六六六六・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九〇一〇 〇四〇四 〇 五 五 ·	九〇一〇四〇四	
ないか又は割つてある。し、皮を除いてあるかいたものに限るものといなるものと	料として使用するものちプロセスチーズの原	その他の油脂	製粉乳の製造に使用す 器の負お乳幼児用の調 然の組成分から成る物 然の組成分から成る物	のうち無機質を濃縮し のうち無機質を濃縮し のうち無機質を濃縮し
○ 年 三 月 月 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三	日 年 三 月 成 二 九 日 三 月 一 日 市 元 一 日 か 年	日 年 ら 平 成 月 成 二 九 日 か 十 日 か 十 日 り 十 日 り 十 日 り 十 日 り り り り り り り り り	日 まで 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで	日まで 日まで 一日 日まで 一日 日まで 一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
している。	五六、六〇	五 八 一 ト ン	二五、 〇トン 〇〇	O ト ン

		九一〇〇五・	九〇六〇五〇三〇三〇三〇 〇七〇七九七五七四七二三 三 三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
の製造に使用するものアルコール又は蒸留酒ーンフレーク、エチルとうもろこしのうちコ	もの 三条に規定するところ 三条に規定するところ とうもろこしのうち関	使用するものとうもろこしのうちコと	もの 緑豆及びひら豆以外の かないかを問わない。
年三月三一日か	日年三月二一日か	日年三月一日か三日本の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の	日まで
〇〇トン五	三大二、〇〇トン	ン 五 〇 ト ト	
		九 一 〇 〇 五 ·	九〇六〇五〇三〇三〇三〇三〇〇〇七〇七九七五七四七三七〇〇十九七五七四十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
の製造に使用するものアルコール又は蒸留酒ーンフレーク、エチルとうもろこしのうちコ	もの	使用するものとうもろこしのうちっと	もの 緑豆及びひら豆以外の かないかを問わない。
年三月三一日か年	日 年 ら 平 成 三 月 一 日 か れ 二 九 日 二 九 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	日 年 四 平 成 二 九 日 まで 月 三 一 いか 年	一 日 ま で
	ロートン	ン 、四 九 〇 一 ト ト	

-	
九一二一二一一一一一 〇九〇九〇一九一四一三一二一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 一 八 八 八 八	 0-0 t t
でん粉(小麦でん粉の)及びイヌリンはでん粉(小麦でん粉の)とし、かき割りしたものの合計が全重量の八までん粉の一以を超えるものとし、ケーキミののものとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミのとし、ケーキミののものとし、ケーキシーのがよびが、大きでん粉の一以のからに、大りでん粉の一以のからに、大りでん粉のでん粉のからに、	とうもろこしのうちその他のもの あるかな おかを問わない。)
日年 ら四平ま 月成 円 月 成 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	三 ら 四 平 日 年 ら 四 平 日 ま 元 日 ま で 日 ま で 日 ま で で 日 ま で で の ま で の よ で の よ で の よ で の よ で の よ で の よ よ の よ よ よ の よ よ よ よ よ の よ<
〇 〇 ト ン 六	ロー・ロー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー
九一二一二一一一一一一 〇九〇九〇一九一四一三一二一 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 一一八八八八八	
でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (米、小麦若しくはでん粉の高計が全重量の人を自動が全重量の人をを超えるものに限表のとし、ケーカスをでん粉の一以の合計が全重量の人にものとし、ケーカスをでん粉のとし、ケーカスをでん粉のとし、ケーカスをでん粉の一以の方がの方でん粉ので、以の方がの方でん粉ので、以の方がの方でん粉ので、以の方がの方でん粉ので、以の方がでんりで、	とうもろこしのうちそとうもろこしのうちそとうもろこしのうちそと
日 年 月 年 三 月 成 一 日 九 二 一 九 年 一 九 年	- ○ か - 平 日年ら四平 ま三平月二 で月成一二 で月成一九 三三日年 - ○ か年
\cap	〇 〇 三 ト 九 ト ト

八	九 一 九 二	
八〇六		
· 기	•	• • •
コ	を た `フ こ 問 も 乾 ォ ん	問割い限調の落しすの最わつてる理そ花しる。大
アを	わの 燥 フ に な で し ァ や	なてあもをの生 も小の いあるのし他 (
アを含有する調製	い。 ン る は ス 芋	が 大麦でん粉 でん かない。) かない
作する	か粉~(ない、い熱てる。粉占
部調	な 状 (ア い に 切 モ	いか
	かしりル 日年ら四 平	をは除にるも 有も 日年6四平
一成一	ま 三 平 月 成	ま 三 平 月 成
	で月成一三	三三月八
平成三〇年一六、七	ーーが年 と算そ六荒ーン・は生数 (j. 二	
六、	すすれ一粉トに一、芋量荒六	と算五も殻一付量き○七 すすトのをトきとみト五 るるン○除ンのし換ン、 。 もに・いはも、算へ○
七〇	るぞトー と	と算五も殻ー付量き○七 すまのをトきしみとし、 るるシ○除ンのし換ン 。 。 。 もに・いはも、類む○
	0 换 C U - 柳 T O V - 异 V	
一八	九 一 九 二	m m →
一八〇六	九 一 九 二 一 一	m m →
一八〇六・	九 二 一 二 ·	
一八〇六・ココ	九二 二 二 ・ をた、フこ 問も乾ォん	四一四一三一 二二〇二 二 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
·	九二 二二 ・ で も も も わ の 燥 フ に	四一四一三一
·	九二二・こんにものであたものであれるい。	四一四一三一
·	九二二・こんにやく芋(フォファルス)を問わない。)を問わない。)	四二
・ ココアを含有する調	九カラオファルス)(切たものであるかないを問わない。)を問わない。)	展大の重量を占めるの(小麦でん粉を含してないものとし、殻をしてないものとし、殻を削ってあるかないかり) 問わない。) 問わない。) 問わない。)
・ ココアを含有する調製	九、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)を問わない。)	日本の (小麦でん粉を含有 の (小麦でん粉を含有 してないものに 別つてあるかないか又は 問わない。)
・ ココアを含有する調製	九、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)を問わない。)	最大の重量を占めるも 一二〇二・
・ ココアを含有する調製	九 フォファルス) (切り 四月一日	最大の重量を占めるも 一二〇二・ 落花生 (煎つてないも でん粉を含有 一二〇二・ 調理をしてないものに ら平成二九 四一 限るものとし、殻を除 年三月三 四二 制つてあるかないか又は 日まで 間わない。)
・ココアを含有する調製平成二九年	1. こ	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
・ココアを含有する調製平成二九年	九	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
・ ココアを含有する調製	九 フォファルス)(切り 四月一日かたものであるかないか 年三月三一を問わない。) 日まで 日まで 日まで 日まで おり 四月一日か 日まで 日まで 日まで 日本	最大の重量を占めるも 日まで 一二〇二・

九二〇〇六・	二〇〇八	九〇〇二・	
第〇四・〇五項の物品調製食用脂(関税率表	でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	製造に使用するものの他のトマトソースの、トマトペーストのうちトマトピューレー及び	製造用のもので、その は棒状のもので、その は棒状のもので、その を表えるもの及び液状、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
四月一日か年	日年三月四平成三月三十二日本で日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	日まで月三一日か	日年 5四 ま 7 月 成 月 一 日 第 7 月 元 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日
〇一 トン 五 五	ロトン三〇	ロトン。三〇トン	〇 ト ン
九二〇〇六・	二〇〇八・	九〇〇二・	 O
第〇四・〇五項の物品 四月一日か 〇調製食用脂(関税率表 平成二九年 一	はいったものを除く。) 「ないではパルプ状にであるの(細片にし、日までであるの(細片にし、日まででのものでのものでの月一日からででは、 日までではでしたものを除く。)	製造に使用するもの 日までの他のトマトソースの 年三月三一トマトペーストのうち 四月一日か 日 中で ロリーロか 日 中で ロリーロか 日 中で ロリーロが 日 まで ロリーロが 日 まで ロリーの ロリーロが 日 まで ロリーの ロリーの ロリーの ロリーの ロリーの ロリーの ロリーの ロリーの	食料品(塊状、板状又 四月一日か ○ は棒状のもので、その ら平成三○ は棒状のもので、その ら平成三○ がニキログラムを 年三月三一 超えるもの及び液状、 日まで 超える容器入り又は直 超える容器入り又は直 おものとし、砂糖を加 うち、チョコレートの うち、チョコレートの
〇トン 五五	〇 ト 九 ン 九 〇	ロトンハの	トン

のめのちかりある工げし理の、の類おのし、をッるもを又、を他石灰の動ですかのしはパしの灰の動でち含め口わしなとてこした保漬及物になむしムなていしなれチも存けびのじ	会有量が全重量の三 のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの の
日 年 ら 匹 ま 三 平 月 で 月 成 一 三 一 か	成 ま 三 平 月 成 ま 三 平 三 で 月 成 で 月 成
l C ト C ル 平 方 	
中のもののででででいる。 (生は馬漬けその他のようないかない。) では、なめし、では、なめし、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。 しののうち、かないでは、では、でいる。 しのうち、では、でいる。 しののうち、のして、パーものでは、ないかない。 はないが、でいる。 にないが、これがいる。 にないが、これがい。 にないが、これがいる。 にないが、これがいる。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがいる。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これがい。 にないが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	を超え七○%以下において同じ。) において同じ。) において同じ。) を超え七○%以下このに限る。以下このに限る。以下このに限る。以下このはいて同じ。)
	平 日年ら四平 成 ま三平月成 で月成一二 九 三三日九 日年ら平 ま三平月成 で月成 三三日九
C C) 二) 一 ン ご 四 ; 、 四 二

 九四九四一四

 九一二一一一九一

 〇 〇 〇

 七 七 七 七

> 九四九四九四一四 九一二一一一九一 〇 〇 〇 〇 〇 七 七 七 七

- 四〇四二四三四 〇一〇一二一〇 - 一 〇 三 二 六 五 ・ ・ ・	
大 をしてなめしたものとし、スプリット ものとしないものとし、スプリットにしたものとしない。)のうち、スプリットにしたものがあるかないものにがあるかないものにがあるがないもので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、ながしたもので、まず、ものとはない。)で、ものとはないものがで、ものではない。)で、ものといるがは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずで	中又は馬類の動物のな 下
日年 ら四 平 ま 三 平 月 成 で 月 元 二 日 三 二 日 〇 一 一 か 年	日年 5 四 平 ま 三 月 元 で 月 三 一 日 か 年
方 、一 メ 〇 、 I 〇 〇 ト 〇 七 ル 平 〇	方 ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ス ト ル 平
○ - ○ - 二 - ○ - ○ ○ 三 二 六 五 · · · ·	
主及びやぎのなめしたもの及びやぎのないものとしておらず、毛がないものとし、スプリットをしてあるかないものとしたものとしたものとしたものとしたものとしたものとしたものでもあず、関税を除く。)で、毛がないものに限るがないものにはクラストにしたものではクラストにしたもので、毛がでした。)で、毛ものに限るがないものにはがける。)で、毛もので、毛がないものにはがける。)で、毛ものとしたもので、毛がないものにはが、地域では、大力があるがないものにはない。)で、毛がは、大力があるがないものには、大力があるがないものがあるがないものには、大力があるがないものがあるがない。	世界 中 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
ま 三 平 月 成 で 月 成 一 二 三 日 九 一 〇 か 年	まで月成二九九日 八九日 八九日 八九日 八九日 八十日 八十日
方 `一 メ 〇 、 I 〇 〇 ト 〇 七	方 、

/u / · — / ·	一六九六九	六五六五六	、四六二六	○五○五
	九四九四一			0000
	とびる用の			をもよに繭は
ものの			製コス(除のつ限 (模 く。) しな。糸 付:
に 部 限 に に	がパ供こ体革をすれ操	(の並に甲スでび毛が	すもポッ底 いジクが	・ 、い に けした 野 も 及 適 よ
しをつ	製除るら用 るもの類 競	ポ本に皮革 一底こを製 ツがれ使の	以限ョ、ム	蚕のびする でもの も 限 糸 も
用は	のの及す技	E	年 5 四 平	のるへの目年ら四平
		て	平月成三日 三日 三	日 年 三 平 月 成 三 一 三 日 一 三 日 一 三 日 三 日 一 三 日 一 0
	_		ーーか年 足九一	か 年 か
			, <u> </u>	すすト生一量生九 るるン糸トと糸八 。もに○ンし換ト
			<u> </u>)の換・は、算ン
九六一六二六	一六九六九	六五六五六	、四 六 二 六	○五○五
	九四九四一	四九四一四〇〇〇〇		0000
77 77 1/4		三 三 三	. = =	
	• •	制以しの	・・・・	をもとに繭しけ
・・・・ し、以 た 甲 外 も の の	・・・ とびる用の しス用そも 、リ途のの	製以しの の の か た 及 の も の も び う) はラ物・製コス(・ ・ ・
・・・・・ し、以 た 甲 外 の 一 も	・ びスリッパ 甲がの他こ	製のものののものののものののできません。	り、製のようり、大きののではコンチののではコンチンのでは、これのでは、こ	様 (((((((((((((((((((
・ したものに限る。)・ 以外のものにある。)	・ びスリッパを除く・ でスリッパを除く・ のもの、体操用、	製のもの(スポーリたもの並びにこともの並びにことを	り、 からない はコンポジショラスチック製、 本底がゴム	模様付けしたものとし、野蚕ののとし、野蚕のにく。)
・ したものに限る。) ・ 以外のものにあつて	・ガスリッパを除る用途に供するのもの、体操用	製のもの(スポーツ用したもの並びにこれらの及び甲に毛皮を使用	一製のものに限る。 一製のものに限る。はコンポジションレラスチック製、革製物(本底がゴム製、	模様付けしたもののとし、野蚕のもののとし、野蚕のものに限るのとのに限るのが生糸(
・ したものに限る。) ・ 以外のものにあつて	・ガスリッパを除くものもの、体操用、競	製のもの(スポーツ用 したもの並びにこれら の及び甲に毛皮を使用	トリー製のものに限る。 はコンポジションレ ラスチック製、革製 四 の(本底がゴム製、 平	模様付けしたもの 四のとし、野蚕のもの 四のとし、野蚕のもの 四年 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1
・ したものに限る。) ・ 以外のものにあつて	・ガスリッパを除くものもの、体操用、競	製のもの(スポーツ用 したもの並びにこれら の及び甲に毛皮を使用	ー製のものに限る。 はコンポジションレ ら平成三○ ラスチック製、革製 四月一日か 物(本底がゴム製、 平成二九年	模様付けしたもの日まで(繰糸に適するもの年三月三一のとし、野蚕のもの年三月三一除く。)日まで
・ したものに限る。) ・ 以外のものにあつて	・ガスリッパを除くものもの、体操用、競	製のもの(スポーツ用したもの並びにこれらの及び甲に毛皮を使用のながにまれら	一製のものに限る。年三月三はコンポジションレら平成三けコンポジションレら平成三りスチック製、革製四月一日物(本底がゴム製、平成二九)	模様付けしたもの (繰糸に適するもの 平成二九 でとし、野蚕のもの 年三月三 限る。)及び生糸 (四月一日 でのとし、野蚕のもの 平成二九

	ΙF
	-
	-
	-
	L